

市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組みまいります。

詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
はこちら▶



市内の事業者への支援

事業の継続や雇用の維持を支援するため、市内の中小企業及び個人事業主を対象に、次のとおり支給します(1事業者につき各1回)。

対象や申請方法など詳しくは、申請要項または市ホームページをご覧ください。

◎応援金

◇対象 次の①または②に該当する事業者

①昭島市の認定で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を利用して民間金融機関の融資を受けており、認定書に記載の減少率(実績)が

20%以上である

②令和2年4月または5月の売り上げが、前年同月と比較して20%以上50%未満減少している(元年5月以降に創業した事業者は問い合わせを)

※昭島市感染拡大防止協力金として20万円が支給された事業者を除きます。

◇支給額 10万円(昭島市感染拡大防止協力金として5万円が支給された理美容事業者は5万円)

◎家賃等支援金

◇対象 2年3月31日までに市内の事務所や店舗などの賃貸借契約を締結して事業を営んでおり、次のすべてに該当する事業者

*2年4月～8月の任意の1か月の売り上げが、前年同月と比較して20%以上50%未満減少している

*今後も事業を継続する意向がある

*その他、業種などによる要件があります。

※申請時に創業1年1か月末未満である事業者は、問い合わせ

ひとり親世帯への臨時特別給付金

児童扶養手当の受給資格がある方には、7月下旬にお知らせを送付します。受給資格がない方が該当する場合は、問い合わせてください。

◎基本給付

◇対象 次のいずれかに該当するひとり親世帯

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給した

②公的年金等を受給しており、2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている

③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当の受給世帯と同じ水準となっていない

◇支給額 1世帯につき5万円、及び、第2子以降1人につき3万円

◎追加給付

◇対象 基本給付の対象の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯

◇支給額 1世帯につき5万円

◎申請

基本給付の対象の①に該当す

てください。

◇支給額 家賃など(直近1か月分)の3分の2に相当する額の2か月分(上限20万円)

◎申請

10月31日(消印有効)までに、市役所産業振興係へ申請してください。

◇申請要項の配布 7月15日から、市役所産業活性化課、東部出張所、勤労商工市民センター、あいぽく、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館、緑会館(閉所)・休館

日を除く/市ホームページダウンロードも可)

昭島市事業者向けよろず支援相談

経営や雇用などの相談、持続化給付金や雇用調整助成金などに関する相談に、専門の相談員が応じます。

◇電話番号 0120-315567

◇日時 8月31日までの平日の午前9時～午後5時

市施設を利用する方へ

感染拡大を防止するため、利用人数を制限しているほか、3密を避ける、マスクを着用するなど、守っていただきたい項目を施設ごとに定めています。

また、感染症対策チェックシート(各施設にあり/市ホームページからダウンロードも可)を提出していただきますので、ご協力ください。

☆詳しくは、各施設へ。

～申請はお済みですか～

特別定額 給付金 10万円

特別定額給付金の申請期限は、8月28日(金)です(消印有効/オンライン申請は午後11時59分まで)。期限を過ぎると、給付を受けることができませんので、忘れずに申請してください。

◎昭島市特別定額給付金コールセンター

◇日時 平日の午前9時～午後5時15分
◇電話番号 042-500-0567

◎詐欺に注意

特別定額給付金に関して、市や総務省の職員が電話をかけたたり訪問したりすることは絶対にありません。通帳を渡したり、個人情報などを教えたりしないでください。

不審に思ったときは、すぐに次の窓口にご相談してください。

*昭島警察署 ☎042-546-0110(毎日/24時間対応)

*昭島市消費生活センター ☎042-544-9399(平日の午前9時～正午、午後1時～4時)

*新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188(毎日/午前10時～午後5時/050から始まるIP電話からは不可)

新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

接触確認アプリCOCOAは、新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるスマートフォンアプリです。

アプリの利用者同士が1m以内で15分以上接触すると、その情報がスマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用してアプリ内に記録されます。連絡先や位置情報など個人が特定される情報は記録しませんので、お互いのプライバシーは確保されます。

◎陽性と診断されたら

アプリに診断結果を入力してください。2週間以内に接触した方に、通知が届きます。

◎通知を受け取ったら

アプリの案内に従って自分の症状の有無を入力すると、必要に応じて、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などについて案内されます。

☆詳しくは、厚生労働省ホームページ、または、COCOAサポートメール appsupport@cov19.mhlw.go.jp へ。



▲厚生労働省ホームページはこちら

自分や大切な人を守るためにも、利用しましょう!



昭島市公式キャラクター アッキー

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口は、下の表のとおりです。このほかの相談窓口については、市役所へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ内の相談窓口一覧はこちら▶

内容	担当
予防・検査・医療に関する事	東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550-571(毎日/午前9時～午後10時)
新型コロナウイルス感染症の発生に関する事	厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653(毎日/午前9時～午後9時)
受診の相談	多摩立川保健所 ☎042-524-5171(平日の午前9時～午後5時)
収入の減少、仕事、住宅の家賃補助(住居確保給付金)などに関する事	昭島市くらし・しごとサポートセンター ☎042-519-2033(平日の午前8時30分～午後5時15分)
生活福祉資金制度の特例貸し付けに関する事	昭島市社会福祉協議会 ☎042-544-0388(平日の午前8時30分～午後5時15分)
有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント	東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番) ☎0570-00-6110(平日の午前9時～午後8時、土曜日の午前9時～午後5時)
緊急事態措置などに関する事	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567(毎日/午前9時～午後7時)